

「国と地方の協議」(平成28年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
次世代型農業生産構造確立特区	28203	電気事業法に係る規制緩和	<p>事業計画は、小水力発電施設(DC60V、0.7A、約40W)からインバーターを経て交流交換後(AC100V、0.4A、40W)、LED街灯で10W消費し、電線管内配線により道路横断して、農産物直売所等の照明(LED 30W)へ電力供給(AC100V、0.3A、30W)するものである。保安規程に基づき、設置者から電気主任技術者を選任することは難しく、また、保安協会等への外部委託も設置者にとって負担が大きい。このため、電気工作物として区分される範囲を、一般家庭等の通常の電源として利用できる100V程度まで拡大する、若しくは、今回事例にある小規模な小水力発電に伴う構外配電線路について、一般用電気工作物として扱う等、保安規制に係る電気主任技術者の選任を不要とする。</p> <p>(内閣府が行った経済産業省への事前説明における指摘事項を踏まえて) 道路横断箇所出入口に侵入防止柵を設置、道路管理者との連絡体制の整備、施設管理者として安全の確保を徹底した上で、電気事業法第43条第2項「有資格者以外の選任」において、電気設備に関する研修等を経た人を電気主任技術者と同等の知識及び技能を有する者とする規制緩和を提案する。</p>	<p>小水力発電の普及が進み、地域資源の有効活用や地域の活性化が促進される。 評価指標である「再生可能エネルギーを利用する農業用施設箇所数」に寄与する。 また、本案件の地域資源活用交流促進施設は、地域農産物等の提供を通じて、地域の魅力を発信し、交流人口の増加などにより地域の活性化を図るものである。本施設整備により、評価指標である「経営の多角化等による新たな雇用の確保」に寄与する。</p>	1回目	経済産業省	経済産業省商務情報政策局 商務流通保安グループ 電力安全課	電気事業法第2条、電気事業法第38条第4項、電気事業法第43条、電気事業法施行令第1条、電気事業法施行規則第52条第2項	C	-	-	<p>自家用電気工作物を設置する者は、公共の安全を確保し、環境の安全を図るため、自ら自主的に保安を確保する義務を負っており、具体的には、法令に基づき電気設備の保守管理等を確実にを行うための責任者として、電気主任技術者を選任する必要がある。</p> <p>公道を渡る配電線は、電力会社の電気主任技術者の管理下であり、電気主任技術者が定期的に電線等の劣化状況を検査する事で、その保安を確保している。今回計画されている施設の配電線は、一般公衆が容易に接近できる場所(公道)にあることから、設置者の責任の下、電気主任技術者を選任し、保安を確保する必要がある。これについて、提案者は「道路管理者との連絡体制を整備することで安全確保を行う」としているが、道路管理者による電線の管理は、電線が歩行者や車両等の交通の妨げにならないようにするために行われるものであり、電線の劣化等電気保安の観点から継続的に適切な管理が行われる保証はない。</p> <p>また、電気事業法第43条第2項「有資格者以外の選任」に関して、電気設備に関する研修等を経た者を、電気主任技術者として選任することに「提案」いただいている。これについて、法第43条第2項における許可選任は審査基準を規定する内規によりその要件が規定されており、その要件に適合し、かつ自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り許可が可能である。内規においては研修のみの受講による選任を要件として規定していないため、研修のみによる電気主任技術者の選任は難しい。</p> <p>以上の理由から「自己託送制度」を活用し、公道を渡る配電線については送配電事業者の配電線を利用して電気を託送する。送配電事業者の配電線を利用することで、公道を渡る配電線を自ら保有する必要がなくなる結果、本件に係る電気工作物(小水力発電設備、加工所の需要設備)は「一般用電気工作物」に区分されることになり、これによって構外部分の保安責任と電気主任技術者の選任義務が解消される。</p>	C	電気設備の規模を鑑み、電気主任技術者と同等の技術を要する者の緩和措置は、検討の余地があると考える。今後、ご案内のあった手法も含め代替案の検討に取り組む。	<p>経済産業省より、公道を渡る配電線に関して電気主任技術者から道路管理者に変更すると適切な保安管理が行われる保証がないこと及び電気主任技術者の「有資格者以外の選任」に関して研修のみの受講による要件を規定していないため選任は困難であることから、提案への対応は困難との回答が示された。また、特区側の趣旨を踏まえ、平成26年から始まった「自己託送制度」の活用を紹介があった。</p> <p>自治体は、電気設備の規模を鑑み、電気主任技術者と同等の技術を要する者の緩和措置について検討の余地はあるものの引き続き代替案を検討するとしているため、一旦協議を終了する。</p>	V
					2回目											

「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的な内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理ラック欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	29101	農業用貨物自動車の車検期間の伸長の実施案件の緩和	(1) 指定申請の期限を指定せず、随時受け付けられるように見直す又は市町村への申請手続きの廃止 (2) 指定整備事業者が提出する調査表の簡素化(前回の記載欄を無くすなど) (3) 通常車検同様指定工場から適合標準の交付を認める	○農業用の自家用貨物自動車は、農業期の資材運搬や作物の運搬に利用され、農閑期(冬期間)にはほとんど利用されていないが、通常の貨物自動車同様1年車検となっている。 ○車検延長(2年)することにより、車両維持費の軽減による農業経営コストの削減と車検回数減による繁忙期等における車検に要する労力の軽減が図れる。	1回目	国土交通省	自動車局整備課	(1) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第2条第1項 総合特別区域法第22条の2第6項 (2) 「指定自家用貨物自動車点検・整備実施状況調査」への協力依頼について(平成26年4月23日 国土交通省自動車局整備課点検整備推進対策官発出 一般社団法人日本自動車整備協会連合会教育・技術部長宛て事務連絡) (3) 総合特別区域法第22条の2第11項 道路運送車両法第94条の5第1項	(1) E (2) F (3) E	(1) ー (2) ー (3) ー	(1) ー (2) ー (3) ー	(1) 本特区制度において一定の条件の下認められている自動車検査証の有効期間の伸長については、その対象となる車両は、車検期間の伸長をしても問題のないものである、すなわち車両の安全性や保安基準への適合性が確保されているものである。この点を車検期間の伸長の対象となる指定自家用貨物自動車としての指定の申請があった際に適切に判断するためには、車検期間が伸長される時点までに保安基準適合性が著しく変化しない期間における当該車両の状態を確認する必要があることから、当該申請の期間を車検期間の満了日の1ヶ月前から満了日の間に限っている。 (2) 本特区制度において車検期間の伸長という特例措置を受けるためには当該車両が農業経営改善自家用貨物自動車活用事業の用に供するものであることが前提であるが、それについては、当該事業を国際戦略総合特別区域において定めている認定地方公共団体において確認すべきことであるから、指定自家用貨物自動車としての指定の申請は認定地方公共団体に対して行うこととしている。 (3) 御指図の調査については、農業用の指定自家用貨物自動車の車検期間の検討を行うにあたって、その検討に資するデータを収集するために進めているものである。 なおこの趣旨は、左記事務連絡のほか、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の国際戦略総合特別区域計画別紙1-1の5③でも述べられている。 (4) 保安基準適合標準が指定自動車整備事業者による点検及び整備に加えて自動車検査員による保安基準適合性の証明を経て交付されるものであるのに対し、点検整備済証は、指定点検整備事業者による点検及び整備のみを経て交付されるものである。 指定点検整備事業者は、指定自動車整備事業者における自動車検査員による証明のような専門的かつ第三者的観点からの審査の仕組みを有しておらず、指定点検整備事業者のみでは車両の安全性や保安基準への適合性を十分に確保することができないため、点検整備済証を交付することができることとなり、保安基準適合標準を交付することはできないこととしている。	b	「指定申請の期限等」及び「適合標準の交付」に係る提案については、今後、要望団体等と協議し、対応を検討したい。 「調査表の簡素化」に係る提案については、今後の検討結果により、要望団体等と協議し、対応を検討したい。	iv	
																2回目
「森里海連携 高津川流域ふるさと構想」特区	29105	その他の醸造酒を製造する際の最低製造数量基準の緩和	国内空港での試みとして、益田市にある秋・石見空港の敷地を活用して養蜂に取り組みミツバチプロジェクト事業が平成28年5月に開始した。事業主体は第3セクター・石見空港ターミナルビルと全日空グループのANA総合研究所の共同事業で、他空港との差別化を図って利用増につなげる。採取した「蜂蜜」を地域の特産物として瓶詰販売・加工品開発・販売等を通じて、様々な活用方法を提案して地域活性化を図ることを目的とした事業である。今回の蜂蜜醸造事業は空港周辺で採取した蜂蜜を使用して、地元清酒醸造会社とタイアップして蜂蜜酒(醸造酒)を年間200L製造し、1瓶250ccの瓶詰めを800本製造・販売する。将来的には蜂蜜酒の生産量を増やし継続的に地域の特産物として製造・販売を実施していきたい。	国内空港での養蜂事業は初めての試みであり、採取された蜂蜜を活用しての特産物開発・販売を通じての地域活性化が計画されている。蜂蜜は畜産物であり加工品としての活用範囲も多様である。また、蜂蜜酒は日本では珍しい特産物として将来性がある商品と判断している。蜂蜜酒製造・販売することにより、地域の農林業の振興及び地域の活性化に寄与するためには自然と共生する里づくりの施策として、当初において地元で生産される蜂蜜を活用して蜂蜜酒を醸造し販売できる規制緩和を通じて、農林水産業の振興を図り、生産から販売までの次産業化を推進することにより、農産物における付加価値の可能性を検証し、将来に向けて農村定住人口の拡大・交流促進を推進する。	1回目	財務省	主税局税則第二課	酒税法第7条第2項第13号	C	ー	ー	「最低製造数量基準」の緩和・撤廃については、一般に採算が取れない小規模製造者の増加を招き、滞納や脱税の発生といった酒税の確保に支障を来すおそれや税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 なお、酒税の製造免許の申請者が一般に課税の程度を把握していないことから課税を免す申請時に、税務当局が将来的な経営状況まで個別に判断することは困難であることから、「最低製造数量基準」という客観的な基準を定めることにより、同業統一な税務行政が図られている。 規則第3条第1項において、空間容積の上限を設定することにより、タンクに物理的に貯蔵可能な量と、当該タンクが技術基準に適合していることとを踏まえ、タンクが損傷し危険物が漏れ出す可能性がある。 また、規則第3条第2項第1号は、大量の危険物を貯蔵している特定屋外貯蔵タンクに対して、地震時の液面揺動により溢流や屋根の損傷が発生することを防ぐために、同条第1項に加えて設けているものである。 屋外貯蔵タンクの許容量が物理的に貯蔵可能な量より少ない場合、万一許容量以上に危険物が流入すると、タンクの強度不足により、タンクが損傷し危険物が漏れ出す可能性がある。 また、規則第3条第2項第1号は特定屋外タンクの危険性に着目して空間容積を義務付けている規定であり、「特定」を削除し全ての屋外貯蔵タンクに対して適用対象拡大する必要性は現時点ではないと考えること、提案①、②に対応することはできない。	a	現在、財務省から提示された案により、松江税務署の協力を得ながら「その他の醸造酒」免許を取得している業者の調査等を実施している。該業者が見つければ、具体的な交渉を開始して予定である。	iii	
																2回目
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	29107	タンク空間容積の緩和	【提案】 ①規則第3条第1項「百分の十以下」および「メートル未満」を削除する。 ②規則第3条第2項第1号、告示第2条の2の「特定」を削除する。 ③②いづれかにより、1,000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所も設備対応等することなく、許容量を削減(空間容積を低げる)することができるようにしていただきたい。 【安全の担保】 タンク使用方法を考えると、タンク液面は通常、空間容積の上限以上(許容量以下)で使用しており、「百分の十以下」および「メートル未満」の部分を削減しても、安全上全く問題ないと考える。	【政策課題】 ○高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新設コンビナートの生産本格化、成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率のものに整備する競争力強化が必要である。 【解決策】 ○ユーティリティ最適化モデル整備事業 規制緩和により連携事業を円滑に実施し、立地企業が高度に連携したバーチャル・ワンカンパニーを実現することで、他国のコンビナートと遜色のない高効率・省資源型コンビナートを構築する。	1回目	総務省消防庁	危険物保安室	危険物の規制に関する規則第3条第1項、第2項第1号	E	ー	ー	今回の提案は、貯蔵しようとする危険物の量を減少させたいというものであり、提案どおり運用されるなら一般的に安全性が損なわれるものではない。担当省庁の見解は、許可条件が守られなかった場合の危険性を懸念して、条件規制の緩和を行わないとの内容であるが、今後は現行法令の下、タンク所有者に許容量を削減したい事情が生じた場合に、消火放射口の位置を変更することなく対応できる方策を、個別タンクごとに当該タンクを管理する事業所の所在する自治体と検討していくこととし、その上でなお対応が困難な事象に至った場合は、改めて整理の上提案することとする。	d	消防庁の見解に対し、指定自治体から現行法の下、対応策を検討していくの見解が示されたため、一旦協議を終了する。 消防庁は、指定自治体の取り組みができないおそれがあることが判明した場合などで、指定自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこと。	iv	
																2回目

「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
かがわ医療福祉総合特区	29108	離島の病院における地域包括ケア入院医療管理料の算定について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【①地域包括ケア入院医療管理料1】 現行の基本診療料の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い)について、「地域包括ケア入院医療管理料1」については、許可病床200床未満の保険医療機関に限る。」とされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。 【②地域包括ケア入院医療管理料2】 現行の基本診療料の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い)について(保医発0304第1号)別添4(第12/2)にて、「地域包括ケア入院医療管理料2」については、許可病床200床未満の保険医療機関に限る。」とされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。	政策課題：二次医療の地域完結 解決策：地域包括ケア病床の設置については、在宅復帰を前提とした最適な「泊り医療」の提供を可能とすることから、患者の入院期間を短縮し、住民の健康寿命の延伸が期待できること。小豆島中央病院において、限られた医療資源の中でも、施設基準等にとらわれない柔軟な病床運用により、病院経営を圧迫することができれば、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加入、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃)：各検討項目の具体的な方向性について、(～年末)：改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、200床未満の保険医療機関で算定可能としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												
かがわ医療福祉総合特区	29109	離島の病院における特定疾患医療管理料の算定について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【特定疾患医療管理料】 現行の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別添第1/第2章/第1部/区分000にて、特定疾患医療管理料については、診療所または許可病床数200床未満において段階的に算定できるとされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。	政策課題：二次医療の地域完結 解決策：小豆島中央病院において、施設基準等にとらわれない特掲診療料の算定が可能となることで、限られた医療資源の中でも患者の状況にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加入、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃)：各検討項目の具体的な方向性について、(～年末)：改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、200床未満の保険医療機関で算定可能としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												
かがわ医療福祉総合特区	29110	離島の病院における特定疾患に係る処方料等の加算について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【①特定疾患に係る処方料の加算】 現行の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別添第1/第2章/第5部/区分100/注5、6にて、特定疾患に係る処方料の加算については、許可病床数200床未満において、入院中の患者以外の患者に対して処方を行った場合に算定できるとされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。 【②特定疾患に係る処方せん料の加算】 現行の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別添第1/第2章/第5部/区分400/注4、5にて、特定疾患に係る処方せん料の加算については、許可病床数200床未満において、入院中の患者以外の患者に対して処方を行った場合に算定できるとされているが、離島の病院に限り、200床以上でも算定できることとする。	政策課題：二次医療の地域完結 解決策：小豆島中央病院において、施設基準等にとらわれない特掲診療料の算定が可能となることで、限られた医療資源の中でも患者の状況にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加入、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃)：各検討項目の具体的な方向性について、(～年末)：改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、200床未満の保険医療機関で算定可能としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で検討を行うとの回答であるが、協議会に提案される具体的な内容を示していただきたい。また、協議会での検討の状況について、随時、情報提供をお願いしたい。	厚生労働省から、本件については次期診療報酬改定(平成30年度)に向けて中央社会保険医療協議会において今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目												

「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
かがわ医療福祉総合特区	29111	離島の病院における在宅療養支援病院の要件緩和について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【在宅療養支援病院】 現行の特掲診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第2号)」別添1/第14の2/1/(1)(2)(3)各ア)では、在宅療養支援病院の施設基準については、「許可病床数が200床未満の病院であること」とされているが、離島の病院に限り、「許可病床数が200床未満の病院であること」の要件は問わないこととする。	政策課題：二次医療の地域完結解決策：小豆島中央病院において、施設基準等に与えられない特掲診療科の算定が可能となることで、限られた医療資源の中でも患者の状態にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃)：各検討項目の具体的な方向性について(～年末)：改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	当該項目は、プライマリ機能を担う地域の医療機関と、地域のかかりつけ医を支援する医療機関との機能分化・役割分担を図る観点から、半径4キロメートル以内に診療所が存在する場合には、200床未満の保険医療機関であること施設基準としている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会にて今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目											
かがわ医療福祉総合特区	29112	離島の病院における社会福祉士等の専従要件に関する緩和について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【①退院支援加算等に係る社会福祉士等の要件を専従から専任に緩和】 現行の基本診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第1号)」別添3/第26の5/1/(2)(3)では、入院基本料等加算における退院支援加算にあっては、退院支援及び地域連携業務に関する十分な知識を有する専従の社会福祉士等が1名以上配置されていること等が要件とされているが、離島における病院に限り、専従を専任とする要件の緩和を求めるもの。 【②地域包括ケア病棟入院科に係る言語聴覚士等の要件を専従から専任に緩和】 現行の基本診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第1号)」別添4/第12/1/(3)では、地域包括ケア病棟入院科の施設基準にあっては、「当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の言語聴覚士が1名以上配置されていること」が要件とされているが、離島における病院に限り、専従を専任とする要件の緩和を求めるもの。	政策課題：二次医療の地域完結解決策：小豆島中央病院において、施設基準等で必要とされている医療人材の確保に向けた要件が緩和されることで、限られた医療資源の中でも患者の状態にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃)：各検討項目の具体的な方向性について(～年末)：改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	在宅・生活復帰支援機能の質を担保する観点から、専従での配置を求めている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会にて今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目											
かがわ医療福祉総合特区	29113	離島の病院における画像診断担当医師の常勤要件に関する緩和について(島しょ部における地域医療安定化事業)	【在宅勤務医師を常勤とする取扱い】 現行の特掲診療科の施設基準等(平成28年3月4日厚生労働省通知「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0304第2号)」別添1/第30/2/(2)では、画像診断管理加算にあっては、画像診断を専ら担当する常勤の医師を1名以上配置することとされているが、離島における病院に限り、在宅勤務としている非常勤医師であっても常勤扱いとする規制の緩和を求めるものである。	政策課題：二次医療の地域完結解決策：小豆島中央病院において、施設基準等で必要とされている医療人材の確保に向けた要件が緩和されることで、限られた医療資源の中でも患者の状態にあった最適な医療提供体制が構築でき、小豆島医療圏内の地域住民に対し、二次医療の地域完結に加え、持続性のある安定した地域医療を提供することが可能となる。	1回目	厚生労働省	保険局医療課	健康保険法(大正11年法律第70号)診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	F	平成30年3月	診療報酬改定については、平成29年中、中央社会保険医療協議会において、(～秋頃)：各検討項目の具体的な方向性について(～年末)：改定の基本方針を踏まえた対応について議論を行い、平成30年1月から3月にかけて、厚生労働大臣の諮問に対する中央社会保険医療協議会からの答申を踏まえ、診療報酬改定に係る必要な告示の公布・通知の発出を行う予定。	画像診断報告等の質を確保する観点から、専従での配置を求めている。	医療資源の少ない地域に配慮した診療報酬上の評価のあり方について、平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討を行う。	b	このたびの特区協議を経て、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会にて今後検討を行っていく旨の見解が示されたため、一旦協議を終了する。厚生労働省は、指定自治体の回答を踏まえ、可能な限り情報提供を行うこと。	iv
					2回目											
九州アジア観光アイランド総合特区	29114	九州を訪問する中国人観光客の誘客拡大に向けた観光数値検証の発給について	九州は、中国に地理的に近接していること、九州内の5空港に中国からの航空便は就航していることなど、対中国市場についてポテンシャルが高くと認識している。 日本全体の訪日客数目標達成のために、九州の中国人観光客数の回復とさらなる増加が必要であるため、そのためには、現在、沖縄県と東北3県(岩手県、宮城県、福島県)のいずれかの県に1日以上滞在し、観光客として滞在している観光客が九州7県に宿泊した場合も適用する。	中国人観光客に対する観光数値検証の導入により、訪日旅行がより身近なものになれば、リピーターとなった旅行者が東京や大阪などの次の目的地として九州を訪れる機会が増え、九州全体の認知度が高まるとともに、熊本地震からの復興を目指すための有効な手段となる。	1回目	外務省	領事局外国人課	外務省設置法第4条13号	E	-	-	国際慣習法上、外国人に対して査証を発給するかどうかは、各国の主権行為であるとされている。外務省設置法第4条13号に「査証に関すること」を外務省の所掌事務と規定している。 我が国の査証政策は重要な外交政策の一つとして、二国間関係や国際情勢の変動、感染症対策や国内治安等の状況の変化を踏まえた機動的かつ弾力的な対応が求められるものである。本案のとおり、総合特区制度の枠組みを利用した場合、外交政策の枠外に新たな査証制度が別途措置されることとなり、外交政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねない。	特区制度を利用した場合、外交政策を機動的・弾力的に実施できない場面が生じかねないことは理解する。今後、特区制度での提案は行わないが、地方創生・観光立国実現の立場から引き続き要望させていただきたい。	iv		
					2回目											

「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
九州アジア観光 アイランド総合特 区	29115	宿泊施設等における 外国人の就労範囲の 拡大	現在の就労可能な留資格の要件に「観光 産業に従事」を新設し、観光案内所、ホテルフ ロント業務だけでなく、宿泊施設等においては 食事の配膳や客室の清掃など複数業務を履 行できるような要件緩和を提案するものである。	外国人がフロント業務以外の配膳 や客室の清掃などの業務に従事で けるようになることで、訪日観光客の 受入にあたってネックとなっているコ ミュニケーションの問題が緩和され、 様々な視点からホテル、旅館のイン パウンドに対するサービスの向上を 図ることができ、外国人観光客の旅 行の満足度の向上に結びつき、誘 客促進及び観光産業の発展につな がる。 また、ホテル、旅館が抱える深刻 な労働力不足の解消にも寄与する ことができる。	1回目	法務省	入国管理局 総務課企画室	出入国管理及び難民 認定法別表第1の2	E	-	-	専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人 の受入れについては、ニーズの把握や経済的 効果の検証のほか、日本人の雇用への影響や産 業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コス ト、治安などの幅広い観点から、国民的コンセンサ スを踏まえつつ、政府全体で検討していく必要が ある。	宿泊施設における食事の配膳や客室の清掃業務は、「専門的・技術 的分野」に該当する業務とは認められず、現時点で御提案に対応する ことは困難である。 なお、今後の外国人材受入れの在り方については、「未来投資戦略2 017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「必要な事項の調査・ 検討を政府横断的に進めていく」とされている。 当省としては、現在当省HPで公表している「ドライン」(ホテル・旅館 等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について)の 改訂等を通じて、宿泊施設において外国人が就労する場合に認めら れる活動内容の明確化に努めたい。	d	外国人が就労する場合に認められる活動内容の明確化について、特 区としては厳格化を求めたものではない。特区内部で事例を収集し、 検討を重ねていく。 また、宿泊業の就労を幅広く認めることに対して、「未来投資戦略 2017」に掲げる「外国人材受け入れのあり方検討」において、「真に必 要な分野」として宿泊業を取り上げることと併せて、検討の 経過を注視してまいりたい。	所管省庁より対応しないとの見解が示されたことについて、指定自治体は再検討を行う 見解を示していることから、一旦協議を終了する。	iv
					2回目												
					1回目	厚生労働省	職業安定局 外国人雇用 対策課	出入国管理及び難民 認定法別表第1の2	E	-	-	専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人 の受入れについては、ニーズの把握や経済的 効果の検証のほか、日本人の雇用への影響や産 業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コス ト、治安などの幅広い観点から、国民的コンセンサ スを踏まえつつ、政府全体で検討していく必要が ある。	宿泊施設における食事の配膳や客室の清掃業務は、「専門的・技術 的分野」に該当する業務とは認められず、現時点で御提案に対応する ことは困難である。 なお、今後の外国人材受入れの在り方については、「未来投資戦略2 017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「必要な事項の調査・ 検討を政府横断的に進めていく」とされている。 当省としては、現在当省HPで公表している「ドライン」(ホテル・旅館 等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について)の 改訂等を通じて、宿泊施設において外国人が就労する場合に認めら れる活動内容の明確化に努めたい。	d	外国人が就労する場合に認められる活動内容の明確化について、特 区としては厳格化を求めたものではない。特区内部で事例を収集し、 検討を重ねていく。 また、宿泊業の就労を幅広く認めることに対して、「未来投資戦略 2017」に掲げる「外国人材受け入れのあり方検討」において、「真に必 要な分野」として宿泊業を取り上げることと併せて、検討の 経過を注視してまいりたい。	所管省庁より対応しないとの見解が示されたことについて、指定自治体は再検討を行う 見解を示していることから、一旦協議を終了する。	iv
					2回目												
					1回目	国土交通省 観光庁	観光産業課	出入国管理及び難民 認定法 別表第1の2	E	-	-	今後の外国人材受入れの在り方については、「未来投資戦略2017」 (平成29年6月9日閣議決定)において、「必要な事項の調査・検討を 政府横断的に進めていく」とされている。 また、宿泊業の就労を幅広く認めることに対して、「未来投資戦略 2017」に掲げる「外国人材受け入れのあり方検討」において、「真に必 要な分野」として宿泊業を取り上げることと併せて、検討の 経過を注視してまいりたい。	d	外国人が就労する場合に認められる活動内容の明確化について、特 区としては厳格化を求めたものではない。特区内部で事例を収集し、 検討を重ねていく。 また、宿泊業の就労を幅広く認めることに対して、「未来投資戦略 2017」に掲げる「外国人材受け入れのあり方検討」において、「真に必 要な分野」として宿泊業を取り上げることと併せて、検討の 経過を注視してまいりたい。	所管省庁より対応しないとの見解が示されたことについて、指定自治体は再検討を行う 見解を示していることから、一旦協議を終了する。	iv	
					2回目												
九州アジア観光 アイランド総合特 区	29116	宿泊施設における着 地型旅行商品の販売 による外国人観光客 等の誘客促進	着地型旅行商品を安定的に販売するため、 奄美群島振興開発特別措置法に規定されて いる旅行業の特例措置と同様に、九州管内の 宿泊業者(ホテル、旅館等)が国の定める旅 行業務取り扱いに係る一定の研修を終了した 者を配置することにより、ホテル・旅館のフ ロントで旅行会社が達成した着地型旅行商品の 販売や代金の収受ができるようにすることを 提案するものである。	旅行者が、宿泊施設において、宿 泊と旅行サービスをワンストップで 受け取ることができるようになり、観光 客の利便性や満足度が向上するこ とで、観光客の増加が期待でき る。また、各地域の魅力的な着地型旅 行商品により、滞在期間の延長や、 リピーターの増加などの効果も併せ て期待できる。	1回目	国土交通省 観光庁	観光産業課	旅行業法第3条(登 録)、第11条の2(旅行 業務取扱管理者の選 任) 観光圏の整備による観 光客の来訪及び滞 在の促進に関する法律 第12条(旅行業法の特 例)	D	-	-	旅行業法においては、旅行業者代理業の登録制 度が設けられており、旅行業者代理業者は営業所 ごとに旅行業務取扱管理者を選任することとされ ている。 観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の 促進に関する法律においては、観光圏整備実施 計画による滞在促進地区内の宿泊業者が観光圏 内限定旅行業者代理業を営むことができること となっており、この場合には、旅行業務取扱管理者 に代えて、一定の研修を修了した者を観光圏内 限定旅行業務取扱管理者として選任することができ る。	a	観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律 において既に旅行業法の特例措置が設けられており、滞在促進地区 内のホテル・旅館等が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅 行業者代理業を営むことができる(観光圏内限定旅行業者代理業)。 この場合においては、国の定める一定の研修を修了した者を観光圏 内限定旅行業務取扱管理者として選任でき、ホテル・旅館等のフロン トにおいて、旅行会社が達成した着地型旅行商品の販売や代金の 収受ができるため、当該提案内容は現行制度で実施可能。	国土交通省観光庁から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、指定自治体は了 解しているため、協議を終了する。	iii	
					2回目												